

# 令和6年度第1回長野県契約審議会 次第

日時 令和6年6月11日（火）  
15時30分～17時  
場所 長野県庁 議会棟 第1特別会議室

## 1 開会

## 2 会議事項

### (1) 審議事項

前回審議会の主な意見

### (2) 報告事項

ア 競争入札参加資格審査に関するパブリックコメントの結果

- ・製造の請負、物件の買入れ、その他の契約
- ・建設工事

イ 災害復旧工事に係る早期発注方式の試行状況

ウ 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

エ 清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

オ 取組方針の変更

## 3 その他

## 4 閉会

## 資料一覧表

資料 1	前回審議会の主な意見	(1 P)
資料 2-1	競争入札参加資格審査に関するパブリックコメントの結果 (製造の請負、物件の買入れ、その他の契約)	(2 P)
資料 2-2 2-3	競争入札参加資格審査に関するパブリックコメントの結果 (建設工事等)	(4 P)
資料 3	災害復旧工事に係る早期発注方式の試行状況	(10 P)
資料 4	清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定	(12 P)
資料 5	清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況	(14 P)
資料 6	取組方針の変更	(16 P)

# 長野県契約審議会 第4期委員

(任期3年 令和5年9月1日から令和8年8月31日まで)

(敬称略、五十音順)

氏名	経歴・役職等	出席
あいざわ ひさこ 相澤 久子	公認会計士	○
あきば よしえ 秋葉 芳江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科 教授 グローバルマネジメント学部 教授	○
いのまた まさよし 猪俣 正由	長野建設産業労働組合 組合長	○
いわかた ひろみつ 岩片 弘充	職業訓練法人 長野地域職業訓練協会 専務理事 元 長野市都市整備部長	○
きのした しゅう 木下 修	一般社団法人 長野県建設業協会 会長	○
くりた しょう 栗田 晶	信州大学 経法学部 教授	
ささき もと 佐々木 基	一般財団法人 建設経済研究所 理事長 元 内閣府地方創生推進事務局長、国土交通審議官	○
なかしま みか 中島 実香	弁護士	○
にしざわ たかえ 西澤 孝枝	株式会社 西澤電機計器製作所 代表取締役	○
はま たみえ 濱 民恵	長野県社会保険労務士会北信支部 支部長	○
もり しゅんや 森 俊也	長野大学 企業情報学部 学部長・教授	○
ゆもと のりまさ 湯本 憲正	自治労長野県本部 副中央執行委員長	○

# 入札・契約事務と審議事項の関係

事務の流れ		県の制度	契約審議会 審議事項 ◇:R5第4回 □:今回
資格審査		<p>○入札参加資格 審査 客観的事項の審査(従業員数、売上高 等) 総合点に応じて等級(A、B、C等)を付与 総合点=客観的事項+信州企業評価項目※ ※信州企業評価項目 技術力、環境配慮、労働環境整備 等 (例:工事成績、環境認証の取得、週休二日、労働災害、入札参加資格停止 等)</p> <p>○入札参加資格 停止 契約の相手方として不相当と認める者については、一定期間入札参加資格を停止 (例:契約不履行、法令違反(労働安全衛生法、建設業法、刑法など) 等)</p>	<p>□競争入札参加資格審査に関するパブリックコメントの結果</p>
入札・契約(案件ごと)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、県内本店・支店又は営業所</li> <li>・同種業務の履行実績(必要に応じて)</li> <li>・適切な予定価格の設定 等</li> </ul> <p>○ダンピング防止 ・低入札価格調査制度(失格基準価格の設定 等) ・最低制限価格制度</p> <p>○契約方式 ・一般競争入札 最も有利な条件を提供した者と契約を締結 ・受注希望型競争入札 入札後に参加資格要件を審査 ・総合評価落札方式 入札価格と価格以外の要素を総合的に評価 合計=価格点+価格以外点※ ※価格以外点 工事成績、地域要件、技術者要件 等 ・随意契約 等</p>	<p>□清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定</p> <p>□災害復旧工事に係る早期発注方式の試行状況</p> <p>◇評価項目の見直し(建設工事)</p>
		<p>○複数年契約 長期継続契約、債務負担、ゼロ県債 等</p> <p>○変更契約 物価高騰、最低賃金上昇 等</p> <p>○賃金実態調査 賃金状況を調査し、取組に反映</p>	<p>□清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況</p>
		<p>○成績評定 技術力向上・総合評価落札方式での加点 等</p>	

## 長野県の契約に関する条例 基本理念

- ①契約の適正化(契約の透明性、公正性の確保 等)
- ②総合的に優れた契約の締結(価格以外の多様な要素も考慮 等)
- ③契約内容への配慮(地域における雇用の確保 等)
- ④事業者の社会貢献活動への配慮(労働環境の整備 等)

## 前回審議会の主な意見

[令和5年度第4回契約審議会(1月24日)]

項目	委員	意見の要旨	回答・対応案等
(1) 入札参加資格の見直し案の修正 [資料1-3]	栗田委員	・指名停止1か月も、労働災害1人もマイナス10点で同じことなのかと思うのですが、指名停止1か月というのは、大体どのぐらいの事件なのでしょう。	・「長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」では事故等に基づく措置基準として、県が発注した工事関係者事故については、入札参加資格停止期間を2週間から4か月の範囲としており、受注者が安全管理を怠っていた度合いに等によってその期間を定めています。 【建設部技術管理室】
(2) 総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直し [資料2]	湯本委員	・前回審議会後、新聞に大きく、建設業の週休二日の推進という県の取組が載っていました。継続的なプレスというのは、多くの皆さんが見ていて信頼性が高まると思いますが、今回のこの女性に関わるものについても、その点、検討されているでしょうか。 ・価格転嫁の強化推進や、働く皆さんの賃金が上がるような対応もぜひお願いします。	・周知・PRについては建設業界に向け、県のメールマガジンや関係紙への掲載説明会などで周知を図ってまいります。 ・賃金に関しては公共工事の予定価格について毎月の市場実態を調査したうえで価格の算出を行っており、そこから先の賃金の行き渡りについても引き続き様々な取組を行っていきたく考えています。 【建設部技術管理室】
	森委員	・間接的には、女性技術者なり若手の方の技術者の登用に向けた取組や、資格制度の見直しなどがあってキャリアが上がってくると考えますと、そのところを具体的な形にしていく必要があるのではないかと。その検討についてはいかがでしょうか。	・女性技術者の登用や新卒者の採用に対して加点を行っています。また、キャリアを積むという点では、主任技術者や現場代理人だけでなくバックアップの体制をしっかりとやっている企業を評価することも今後検討していきます。 【建設部技術管理室】
	秋葉委員	・どこの産業も人手不足で、とりわけ建設業というのは大きな災害などが起これば、なおさら効いてきます。建設とかこういうところが滞ってしまうと、社会全体のインフラが維持できなくなるという、非常に強い危機感を持っております。長い目で、人材のキャリアがちゃんと育成できるように、県としてバックアップしていかれるように、ぜひ挑戦するような気持ちで、問題意識として持っておいていただければと思います。	・県としては、若手技術者・女性技術者の活躍の場を創出すると同時に技術の伝承がなされ経験を積める形を提案したところ。 ・また、いただいたご意見や問題意識については、共有のうえ今後の施策に活かしていきます。 【建設部技術管理室】
	佐々木会長	・行政としてどうやって、特に建設業などで女性に活躍してもらう環境をつくっていくかということ、また教えていただけたらと思います。	

# 資料 2 - 1

会計局 契約・検査課

## 競争入札参加資格審査に関するパブリックコメントの結果 (製造の請負、物件の買入れ、その他の契約)

【取組番号20、74等】

### 1 パブリックコメントの実施概要

募集期間：令和6年1月31日から3月1日

意見の件数等：人数 1人 件数 1件

### 2 パブリックコメント実施時の改正案の内容

#### (1) 環境配慮の取組に「事業活動温暖化対策計画書の作成」を追加

事業活動温暖化対策計画書の作成義務が無い事業者が計画書を作成した場合、環境配慮の取組として点数「2」を付加し、「公的な環境認証の取得」と「事業活動温暖化対策計画書の策定（義務者を除く）」をそれぞれ2点（合計4点）とする。

#### (2) 職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の改定に伴い、配点を変更

職場いきいきアドバンスカンパニー認証が「ワークライフバランスコース」、「ダイバーシティコース」、「ネクストジェネレーションコース」の3つに分かれたため、点数を「1」から「各コース1（合計3）」に変更する。

改正後の信州企業評価項目の評価点数

加点項目	審査対象となる取組	点数
品質確保	ISO9000シリーズの認証取得	2
環境配慮	ISO14000シリーズ等、公的な環境認証の取得	2
	事業活動温暖化対策計画書の策定（義務者を除く）	2
障がい者雇用	障がい者の法定雇用率達成（法定義務者）	2
	障がい者の雇用（雇用義務のない者）	
労働環境	次世代育成支援法行動計画（法定義務者を除く）	1
	「社員の子育て応援宣言！」の登録	1
	育児・介護休業の取得実績（直近4年）あり	1
	職場いきいきアドバンスカンパニーワークライフバランスコース認証	
	職場いきいきアドバンスカンパニーダイバーシティコース認証	1
	職場いきいきアドバンスカンパニーネクストジェネレーションコース認証	1
女性活躍推進法行動計画（法定義務者を除く）	1	
地域貢献等	消防団協力事業所表示制度の認定	2
SDGs	「長野県SDGs推進企業登録制度」の認定	2
合計		18

### 3 パブリックコメントの実施結果

該当項目	ご意見（要旨）	県の考え方	対応等
その他 （提出書類）	県税に係る納税状況は県機関の中で調整すれば確認可能であることから提出書類から除外することを希望する。	先行自治体へのヒアリングや本県における実現可能性について関係部署と協議を行うなど、申請者の負担軽減に向けた検討を行っていく。	県総務部と実現に向け調整中

### 4 今後のスケジュール

年度	令和6年度												令和7年度	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
更新案内はがき送付	★	5月下旬												
第1回契約審議会		★	6/11											
新加点項目周知（ホームページ）		★	6月中旬											
納税証明書協議	← 5月～8月（予定） →													
申請期間							← 11月～12月 →							
審査期間							← 11月～2月 →							
資格付与												★	4/1	

## 競争入札参加資格審査に関するパブリックコメントの結果

【取組番号 20,92 等】

## 1 趣旨

県の建設工事の競争入札参加資格審査基準について県民意見を募集したので報告します。

## 2 パブリックコメントの結果

【募集期間】 令和6年1月31日から3月1日

【意見の件数等】 人数：6人 件数：12件

【意見の内訳等】 別紙資料2-3のとおり

## 3 パブリックコメント時の公表資料

## 建設工事等の入札参加資格申請における審査基準の見直し案について

建設部技術管理室

長野県の発注する建設工事業務の競争入札に参加する者に必要な資格の審査基準について、資格総合点数の算出時に長野県に本店を有する事業者に限り付与する加点項目を新設する等の見直し案をまとめましたので、県民の皆様からご意見を募集します。

## 1 加点項目の見直し案（R7・8・9年度資格申請審査の案）

## (1) 新規／変更項目

区分	変更内容	理由
新規 (ICT)	国及び県発注の「ICT活用工事実績」への加点 【1件5点、最大15点】	建設工事におけるICT活用のすそ野を広げ、県内の建設DXを推進するため。
変更 (ワークライフバランス)	「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」の加点拡大 【7点→最大15点】	認証制度拡充(R3.10)へ対応するため。
変更 (週休二日等休日制度)	「4週5休」及び「4週6休」を加点から除外、「4週8休」の加点拡大 【10点→15点】	若年入職者の増加に向けた環境整備を促進するため。
新規／変更 (環境配慮)	・「事業活動温暖化対策計画書」の提出への加点(10点) ・ISO14001、エコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いおす21など)の認証登録(7点)への加点 【最大10点→最大17点】	「長野県脱炭素社会づくり条例(R2.10施行)」が目指す「2050年度までのゼロカーボン達成」に向けた県の取組を推進するため。

(2) 削除項目

内容	理由
「県新技術・新工法活用支援事業の登録」及び「NETIS 評価情報登録」	新技術の活用が業界に浸透したことを受け、県の新技術・新工法活用支援事業が平成 29 年度に終了している。技術登録から技術活用へと移っている時流を踏まえ、項目から削除する。
建設キャリアアップシステム (CCUS) 導入	R5.1 から経営事項審査の加点対象となったため。
次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定	次世代育成法に基づく認定制度が R5.1 から経営事項審査の加点対象となったため。
合併	過剰供給構造による倒産等の技術力減退を防ぐ目的は果たしたと考えられるため。

2 参考 (建設工事入札参加資格の要件・資格総合点数等)

資格申請要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設業法の規定による建設業許可を受けていること</li> <li>● 建設業法に規定する「経営事項審査」についての「総合評定値の通知」の請求をしていること</li> <li>● 直前 2 年間の各事業年度に完成工事高があること</li> <li>● 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。また、個人にあっては、個人の市町村・県民税(住民税)に未納がないこと</li> <li>● 暴力団員又は暴力団関係者でないこと</li> <li>● 社会保険に加入していること</li> </ul>
資格総合点数	申請業種ごとに経営事項審査の総合評定値と長野県内本店企業に限り「信州企業評価項目 (旧:新客観点数)」について加点した資格総合点数を算出し、受注可能な請負工事設計金額を区分する「格付け」を実施
信州企業評価項目の考え方	契約に関する条例を踏まえ、以下の点に配慮して設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県の施策と合致するもの</li> <li>● 経営事項審査と重複しないもの</li> <li>● 該当者が極端に多く (又は少なく) ないもの</li> <li>● 申請者が客観的かつ簡易な書類で証明し得るもの</li> <li>● 一過性でない (継続的な) もの</li> </ul>

■ 資格総合点数のイメージ

<p>【資格総合点数(A+B)】</p> <p>【A:信州企業評価項目】 基準:長野県独自 対象:長野県内業者(希望者)</p>	<p>県内に本店を有する業者を対象に、工事成績、雇用環境の整備、地域貢献などの実績等に対し加点するもの(現在の「新客観点数」にあたるもの)</p>
<p>【B:経営事項審査の総合評定値】 基準:全国一律 対象:公共工事受注者(義務)</p>	<p>建設業法に基づき、国土交通大臣または都道府県知事が建設業者の経営規模、施工能力、財務内容、社会性などの事項を審査するもの</p>

## 建設工事入札参加資格審査に係る加点項目の見直し（案）

最大加点（経営事項審査の総合評定値25%以内）：【土・と・舗】356点、【他】203点

技術力	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5	
	優良工事等表彰	基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点（最大30点）	
	民間資格	基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点（最大30点）	
	ICT	<b>基準日直前2年間のICT活用工事実績（国及び県発注工事）1件につき5点（最大15点）</b>	新規
雇用環境	休業制度・実績	基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）	
	ワーク・ライフ・バランス	・基準日において、「社員の子育て応援宣言」登録企業となっている場合3点 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」 <b>認証毎に5点加点（A ワークライフバランスコース、Bダイバーシティコース、Cネクストジェネレーションコース）</b> （最大15点）	変更
	労働安全衛生	基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS）） 基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点	
	若年者雇用	基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。	
	女性活躍	基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点	
	障がい者雇用	・基準日直前の6月1日において、法定雇用率達成者10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点	
	雇用維持・安定雇用	基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）	
	週休二日等休日制度	基準日において、「週休二日」等の休日に関する制度が就業規則に規定されている場合に加点（ <b>4週8休：15点</b> ）	変更
	社会的責任・貢献	環境配慮	・基準日において、 <b>事業活動温暖化対策計画書を策定している場合10点</b> （義務者を除く） ・基準日において、 <b>ISO14001</b> 、エコアクション21又は地域版環境プログラム（南信州いいむす21等）の認証登録を受けている場合 <b>7点</b> <b>【上記2項目で最大17点】</b>
産業廃棄物		基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合10点	
SDGs		<b>基準日</b> において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点	
防災		基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点	
協力雇用主		基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点	
入札参加停止		基準日直前2年間における停止月数 × (-10)点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。	

## 【参考】令和4・5・6年度の建設工事入札参加資格審査に係る加点項目

最大加点（経営事項審査の総合評定値25%以内）：【土・と・舗】405点、【他】253点

工事成績	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5	
	優良工事表彰	基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点（最大30点）	
技術力	民間資格	基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点（最大30点）	
	新技術登録	基準日において、県新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又はNETIS評価情報登録が確認できる者に加点（1技術につき5点、NETIS申請情報登録は同3点）	削
	入札参加停止	基準日直前2年間における停止月数 × (-10) 点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。	
経営意欲	労働環境	基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）	
		・基準日において、「社員の子育て応援宣言！」登録企業となっている場合3点	
		・「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業の場合は更に7点を加点	
		基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS））	
		基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点	
		基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。	
		基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点	
	基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）		
	基準日において、建設キャリアアップシステム（CCUS）を導入している場合（事業者登録：10点、登録技能労働者割合により加点：最大5点）	削	
	基準日において、従業員100人以下の企業が次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している場合10点	削	
	基準日において、「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている場合、区分に応じて加点（4週5休：3点、4週6休：5点、4週8休：10点）		
合併	基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合50点（営業譲渡は除く）	削	
環境配慮	基準日において、エコアクション21又は地域版環境プログラム 南信州いいむす21等の認証登録（10点）※経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外		
	基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者の場合10点		
SDGs	申請日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点		
地域貢献	地域貢献	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点	
		基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点	
	労働福祉	基準日直前の6月1日において、障害者法定雇用率を達成している場合10点、基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点	

## 審査基準の見直し案に対する県民意見まとめ（要約）

該当項目	ご意見	県の考え方	対応等
技術力 【2件】	ICT ICT工事は現場や工法によっては逆に労力が掛かる時もあり、ICTを活用すべきかどうかは現場で判断すべきである。 ICT化は全て良いという世間的な風潮があるが、それにより失われるものもあるかと思う。	県建設部では「ICT活用工事の実施方針」に基づき、入札公告する全ての工事をICT活用工事の対象としています。施工者希望型を基本とし、ICTを活用することが明らかに有利と考えられる工事については発注者指定型としています。 ICT活用工事は、 <u>施工の効率化・省力化による現場の生産性向上を図るとともに、県内の建設DXを推進し、建設産業をより魅力ある職場とすることにもつながると考えている</u> ことから、普及を促進することが重要と考えています。	ICT活用工事の普及を促進する観点から、県見直し案のとおり加点項目といたします。
雇用環境 【6件】	職場いきいきアドバンスカンパニー 経営に必要以上に手を突っ込み、「営業の自由」を実質的に侵害をしているものにあたらないか。	誰もがいきいきと働くことができる職場環境づくりの先進企業等を認証する制度であり、県による企業経営介入にはあたらないと考えます。 また、県の施策として、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」において当該認証企業の増加を達成目標に位置付けています。	職場環境づくりを進める先進企業等の認証を目的とする観点から、県見直し案のとおり引き続き加点項目といたします。
	週休二日等 時間外労働の上限規制が適用されることに加え、4週8休のみ加点となった場合、サービス残業を暗黙に押し付けるよう労働体制になるのではないかと。 週休2日以外認めない雰囲気を感じられる。総休日数でも良いのではないかと。	従前審査においても週休2日等の導入に対して加点してましたが、建設産業の働き方改革をさらに促進することが重要と考えています。 従前の資格審査においても就業規則に具体的な日を定めていない場合は「年間休日120日以上」を「4週8休相当」と取り扱っており、今後も同じ取り扱いとします。	建設産業の働き方改革を促進する観点から、県見直し案のとおり加点を拡大します。 また、申請時に具体的な要件や提出書類が確認できる申請マニュアルを作成いたします。
その他 (1)	次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の策定は点数を落としたとしても残すべきである。くるみん認定への最初のステップに何のインセンティブもなければ目も向かなくなる。	経営事項審査において「くるみん認定」が評価対象となったことにより、労働者への子育て支援に向けたインセンティブは維持されるものと考えています。	県見直し案においても、子育て環境整備や労働安全衛生の確保等は促進できるものと考えており、修正等はいりません。ご意見については、次回見直し案の作成時の際に参考とさせていただきます。
	健康経営優良法人に対する加点を希望する。	従来から「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証や労働安全衛生に関する認証など類似の取組への加点を行っているため、職場環境の整備に関するインセンティブは確保できるものと考えています。	
その他 (2)	有給休暇の取得実績に対する加点を希望する。（例：全社員の有給休暇消化率80%以上など）	建設業の働き方改革促進のため、休暇取得促進も必要であると考えていますが、まずは労働者の休日確保促進が重要であると考えていることから「週休二日等」の加点を拡大しました。 なお、ご提案については「申請者が客観的かつ簡易な書類で証明し得るもの」とする加点項目の設定要件を満たすことが課題と考えています。	県見直し案の修正は行いませんが、ご意見については、次回見直し案の作成時の際に参考とさせていただきます。

該当項目	ご意見	県の考え方	対応等	
社会的責任・貢献 【2件】	環境配慮	<p>気候変動や温暖化など未来予測に関して、しっかりとした根拠も定まっていないものに対して、なぜ長野県としてそれに向かわなくてはいけないか。等級審査にこれを採用する必要があるのか。本州の背骨に位置する自然豊かな信州において、<u>脱炭素をしなくてはならない必要性は何か。</u></p>	<p>地球温暖化に起因する異常気象や気象災害は世界各地で頻発しており、<u>気候変動は人類共通の課題</u>となっています。また、県内各地に被害をもたらした令和元年東日本台風は、<u>地球温暖化の影響で被害が甚大化したと指摘</u>されています（気象庁気象研究所）。</p> <p>このため、<u>県は2019年12月に気候非常事態宣言を行うとともに、長野県脱炭素社会づくり条例においても、2050年度までに二酸化炭素排出量をゼロにすることを目指していることから、県内事業者の脱炭素化に向けた取組促進は重要と考えています。</u></p>	<p>環境配慮への取組促進の観点から、県見直し案のとおり加点対象といたします。</p>
	その他	<p>県の除雪業務等の受託実績、小規模JVの契約実績に対する加点を希望する。</p>	<p>除雪業務実績については、総合評価落札方式の評価項目となったことを理由に平成25・26年度資格審査から対象外とした経過があり、現在も発注者が必要と判断する際は総合評価落札方式の加点対象としています。また、災害時応急活動実績がある小規模JVも同様に、発注者判断で総合評価落札方式の加点対象としていることから、インセンティブは確保されていると考えています。</p>	<p>ご意見の内容は県の施策でインセンティブを確保されていると考えており、県見直し案の修正等はいりません。</p>
その他 【2件】	提出書類	<p><u>県税に係る納税状況は県機関の中で調整すれば確認可能であることから提出書類から除外することを希望する。</u></p>	<p>先行自治体へのヒアリングや本県における実現可能性について関係部署と協議を行うなど実現に向けた検討を行っています。</p> <p>また、申請者の負担軽減を目的に、申請の県と市町村の共同受付と電子化に向けた環境整備を進めています。</p>	<p><u>実現に向け調整中</u></p>
	全般	<p>「加点項目という美名」を利用して、企業の「営業の自由」や企業のオリジナリティを失わせるようなことは慎むべきである。</p>	<p>「長野県の契約に関する条例」において、県の契約の締結に当たって、社会的な責任を果たす事業者の育成に資することを旨としております。</p>	<p>ご意見については、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。</p>

## 災害復旧工事に係る早期発注方式の試行状況

【取組番号 61】

### 1 試行の内容（令和5年7月1日以降に入札公告を行った工事から適用）

- (1) 災害査定に用いる図面等で入札用設計書を作成し、工事公告と災害査定を同時に進める。
- (2) 工事公告に災害査定の結果により、工法、設計数量等が変更になる可能性がある旨を明示する。
- (3) 災害査定の結果、設計数量等に変更があった場合は、落札候補者に査定決定の内容を示し、受注の意向を確認した上で手続きを進める。
- (4) 落札候補者が辞退を申し出た場合は認め、次順位者を繰り上げて落札候補者とする。  
辞退した落札候補者にペナルティは課さない。

### 2 試行の状況

(1) R5 試行案件の状況 全 4 件 (R5.7.1～R6.3 月現在)

発災日	工事内容	入札方式	工事公告日	災害査定日 (査定結果)	開札日	応札者数	落札候補 通知日	辞退有無	契約日	工事着手日
6/3 台風	道路 (大型ブロック積)	受注希望	8/17	9/1 (仮設工の減)	9/12	3者	9/14	9/15 無	9/28	10/30
7/2 豪雨	道路 (大型ブロック積)	総合評価	9/12	9/22 (復旧延長の減)	9/28	5者	10/3	10/4 無	10/12	R6.1/10 *
7/2 豪雨	道路 (大型ブロック積)	総合評価	9/12	9/22 (仮設工の減)	9/28	5者	10/3	10/4 無	10/12	R6.1/10 *
9/10 豪雨	河川 (ブロック積)	受注希望	11/7	11/17 (ブロック積工の減)	11/22	3者	11/28	11/29 無	12/12	R6.1/10

\* 国道の全面通行止め規制に係る協議期間（2か月を含む）

- ・ 全 4 件について、災害査定の結果、設計数量の変更（1～13%の減額）が生じた。
- ・ 落札候補者に査定決定の内容を示し、受注の意向を確認したうえで、工事契約を行った。

#### (2) 試行案件の考察

##### ア. 早期着手の状況

- ・ 4 件中 2 件については、災害査定後の 2 か月以内の工事着手で約 1 か月短縮\*。  
道路災の 2 件は、交通規制協議に期間を要した。  
\* 災害査定後に工事発注した場合、災害査定から工事着手まで約 3 ヶ月を要する。
- ・ 受注の意向確認に係る期間は落札候補通知から一両日中であり、早期の判断がされた。
- ・ 受注者の感想「よほどの減工が無い限り辞退は考えていなかった。」

##### イ. 有効性

- ・ 被災後の繁忙期に発注業務を行うことから、早期に工事着手できる本方式の活用が有効。
- ・ 発注者の感想「査定前の短時間で工事公告が大変だったが、入札用設計書で査定を受けるので査定用設計書作成の手間が省けた。」「早期に工事契約できて良かった。」

### 3 今後の展開

- ・ 本方式の活用は、被災箇所の早期復旧に寄与することから、被災箇所数や状況に応じて、運用しやすい工事を対象に活用していきたい。

# 災害復旧工事に係る早期発注方式の試行について

建設部 河川課

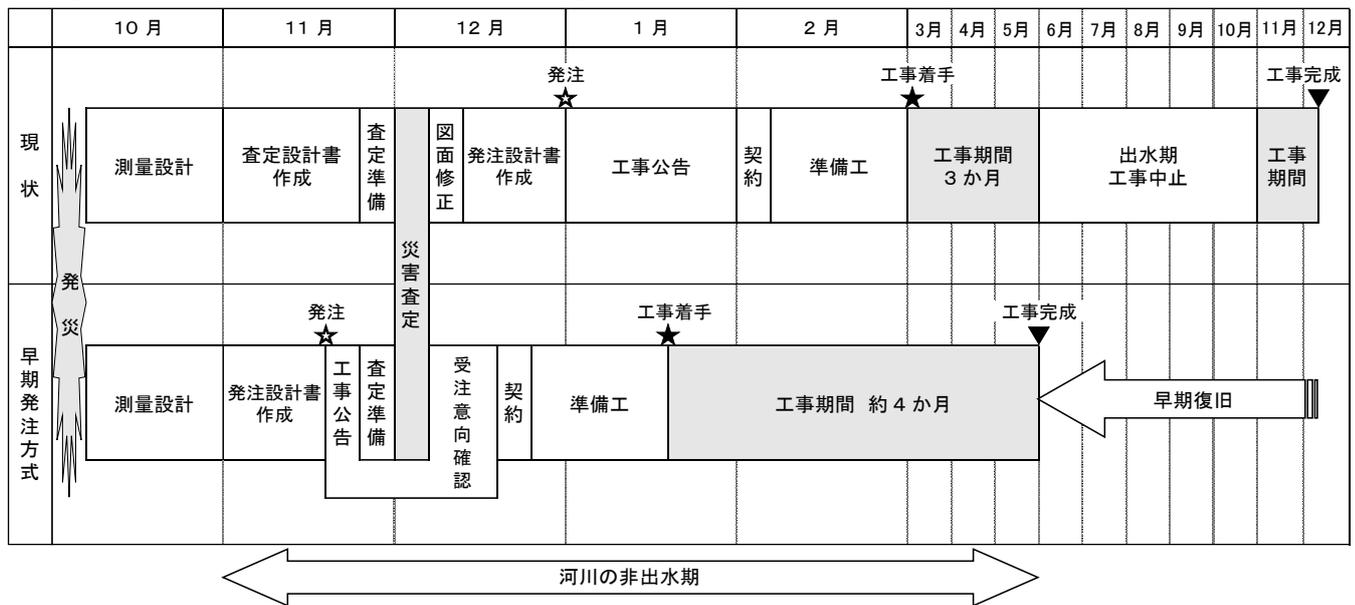
## 1 災害復旧工事における課題

- 災害復旧工事は、国の災害査定を受け、復旧範囲、工法、金額が決定した後に工事をするため、被災から工事着手までに約5か月を要し、出水期による河川内工事の中止など、復旧に長期間を要する場合がある。

## 2 早期発注方式の概要

- (1) 災害査定に用いる図面等で発注設計書を作成し、工事公告と災害査定を同時に進める。
- (2) 工事公告に、災害査定の結果により設計数量等が変更になる可能性がある旨を明示する。
- (3) 災害査定の結果、設計数量等に変更があった場合は、落札候補者に査定決定の内容を示し、受注の意向を確認した上で手続きを進める。
- (4) 落札候補者が辞退を申し出た場合は認め、次順位者を繰り上げて落札候補者とする。  
辞退した落札候補者にペナルティは課さない。

【 河川災害復旧工事の実施スケジュール例 】



## 3 期待される効果

- 河川工事は、施工時期が非出水期に限られるため、早期に発注することにより、適期を逃すことなく施工でき、早期の復旧が期待される。

## 4 試行開始時期

- 令和5年7月1日
- 災害が発生した建設事務所において、1～2件試行し、年度内に検証を行う。

## 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

【取組番号 18, 76】

## 1 取組方針

- 【18】最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する  
 【76】適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

## 2 最低制限価格（低入札調査基準価格）の算定方法

- (1) 予定価格算出時に適用している「労務単価（国土交通省）」を、「最低制限日額」に置き換えて算出

職 種	労務単価（日）	⇒	最低制限日額（日）
R5 清掃員 C	10,600 円		7,270 円

- (2) 最低制限日額は、長野県最低賃金（時給）に 8 時間を乗じた額

R5 最低制限日額：908 円/時×8 時間≒7,270 円

## 3 令和 6 年度の最低制限日額

- (1) 最低賃金の改定

	R4. 10. 1 適用（時）	⇒	R5. 10. 1 適用（時）
長野県最低賃金	908 円		948 円

- (2) 最低制限日額

R6 最低制限日額：948 円/時×8 時間≒7,590 円

- (3) 職種別の最低制限日額

- ・清掃員 C：7,590 円
- ・清掃員 C 以外の職種：別表参照
  - ① 清掃員 C との労務単価の比率を乗じて職種別の最低制限日額を算出
  - ② R5 最低制限日額を下回る場合は、R5 の日額に据え置きとする

## 4 適用日

令和 6 年 2 月 16 日以降に公告する、令和 6 年度 清掃、設備管理、警備、消防用設備等点検業務に適用

(別表) 職種別最低制限日額一覧表

1. 職種別最低制限日額の算出

(単位：円/日)

	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技師員	保全技師員補	軽作業員
①R6労務単価	15,800	12,600	(A) 11,500	15,700	13,400	11,800	24,200	22,900	24,700	20,300	19,500	16,900	17,800
②単価比率(①/(A))	1.37	1.10	1.00	1.37	1.17	1.03	2.10	1.99	2.15	1.77	1.70	1.47	1.55
③職種別最低制限日額の算定 (②×(B))	10,398	8,349	(B) 7,590	10,398	8,880	7,817	15,939	15,104	16,318	13,434	12,903	11,157	11,764
④R5最低制限日額(参考)	9,887	7,851	7,270	10,038	8,505	7,560	—	—	—	13,522	12,940	11,268	11,705
前年度比(③/④)	105.2%	106.3%	104.4%	103.6%	104.4%	103.4%	—	—	—	99.3%	99.7%	99.0%	100.5%

2. 令和6年度最低制限日額

(単位：円/日)

	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技師員	保全技師員補	軽作業員
④R5最低制限日額(再掲)	9,887	7,851	7,270	10,038	8,505	7,560	—	—	—	13,522	12,940	11,268	11,705
⑤R6最低制限日額	10,398	8,349	7,590	10,398	8,880	7,817	15,939	15,104	16,318	13,522	12,940	11,268	11,764
前年度比(⑤/④)	105.2%	106.3%	104.4%	103.6%	104.4%	103.4%	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.5%

※R6からの消防用設備等点検業務の最低制限価格制度の導入に伴い、あらたに保全技師Ⅰ、保全技師Ⅱ、保全技師Ⅲの職種にて最低制限日額を算出

## 清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

【取組番号 10, 18, 28, 37, 76】

### 1 取組状況

#### (1) 最低制限価格・低入札価格調査制度

【10】より適切な予定価格の設定

【18】最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

【76】適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

##### ①清掃業務

(単位：件)

	H28	R02	R03	R04	R05	R06
対象施設数	41	55	54	56	58	62
統一積算基準適用	19	55	54	55	57	62
最低制限価格制度	0	44	43	44	45	51
低入札価格調査制度	11	11	11	11	11	11
制度導入率	27%	100%	100%	98%	97%	100%

※統一積算基準の対象とならない施設（総合リハビリテーションセンター、総合教育センター）を除く

##### ②警備業務

(単位：件)

	H28	R02	R03	R04	R05	R06
対象施設数	16	16	16	16	16	16
統一積算基準適用	0	16	16	16	16	16
最低制限価格制度	0	16	16	16	16	16
制度導入率	0%	100%	100%	100%	100%	100%

※予定価格 100 万円以上の庁舎等の清掃・警備業務

※複数年契約の 2 年目以降は各年度に計上

#### (2) 複数年契約

【28】複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する

【37】複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。

##### ①清掃業務

(単位：件)

	H28	R02	R03	R04	R05	R06
対象施設数	43	57	56	58	60	64
複数年契約数	0	43	43	44	47	49
2 年	0	41	41	41	44	45
3 年	0	2	2	3	3	4
複数年契約導入率	0%	75%	77%	76%	78%	77%

②警備業務

(単位：件)

	H28	R02	R03	R04	R05	R06
対象施設数	16	16	16	16	16	16
統一積算基準適用	15	16	16	16	16	16
2年	10	0	0	0	0	0
3年	4	15	15	15	15	15
5年	1	1	1	1	1	1
複数年契約導入率	94%	100%	100%	100%	100%	100%

※予定価格 100 万円以上の庁舎等の清掃・警備業務

※複数年契約の 2 年目以降は各年度に計上

## 2 契約実績

①清掃業務

	H28	R02	R03	R04	R05	R06
対象施設数 (件)	43	57	56	58	60	64
平均落札率	82.4%	89.0%	87.9%	89.3%	89.4%	87.7%
最低落札率	47.0%	71.5%	66.4%	73.5%	68.7%	66.3%

②警備業務

	H28	R02	R03	R04	R05	R06
対象施設数 (件)	16	16	16	16	16	16
平均落札率	86.9%	88.0%	91.9%	91.9%	97.2%	97.6%
最低落札率	60.4%	78.4%	91.4%	—	90.0%	92.4%

※平均落札率：複数年契約の 2 年目以降は各年度に計上

※最低落札率：各年度に実施した入札のうち最低値

## 取組方針の変更

### 1 長野県の契約に関する条例

(県の取組方針)

第6条3 知事は、取組方針を定めようとするときは、(中略)長野県契約審議会の意見を聴かなければならない。

第6条5 前2項の規定は、取組方針の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)について準用する。

#### ○軽微な変更

- (1) 契約に関して使用する用語の変更であって、法令の制定又は改廃等に伴うもの
- (2) 地域の名称の変更または地番の変更に伴う範囲の変更
- (3) 誤記の訂正、人又は物の呼称の変更その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

### 2 変更内容

#### ○「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の改正に伴う変更

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されたことにより、「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」から「長野県内の建築物等における県産材利用方針」に名称を改正したため、取組方針にある取組項目の名称を変更する。

#### 3-2 県産品の利用が図られること

40 建設工事等において、「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」に基づき、県産材の利用に配慮する。【その他】



40 建設工事等において、「長野県内の建築物等における県産材利用方針」に基づき、県産材の利用に配慮する。【その他】